

平成30年7月

南大隅町農業委員会
定例総会 議事録

平成30年7月25日（水曜日）

平成30年7月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 平成30年7月25日(水曜日) 午前9時00分～午前9時52分

2 開催場所 南大隅町佐多支所 会議室

3 (1) 出席委員(10人)

会 長	13番	橋 口 初 男
委 員	1番	吉 永 一 雪
〃	2番	富 田 良 成
〃	3番	北 之 口 洋 一
〃	5番	淵 脇 耕 二
〃	6番	溝 田 耕 一
〃	8番	田 淵 哲 朗
〃	9番	松 山 和 子
〃	10番	徳 留 徳 次
〃	11番	後 藤 望

4 農業委員会事務局職員

事務局長 川元 俊朗
事務局主幹 戸島 和則
事務局嘱託 山下 晶子

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第40号 農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定による農用地利用
集積計画の決定について

6 会議の概要

議長： ただいまから、平成 30 年 7 月南大隅町農業委員会定例会総会を開会いたします。
本日の定例会の出席委員は 10 名です。7 番、東山崎委員と 12 番、横原委員から欠席の届けがありました。

よって 12 名中 10 名の出席ですので、総会は成立しております。

次に、南大隅町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項に規定する議事録署名委員の指名ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、6 番の溝田委員と 8 番の田淵委員の両名を指名します。
本日の会議書記には事務局職員の戸島氏と山下氏を指名いたします。
以上で日程第 1 を終わります。

議長： 次に、日程第 2 の議案の上程に入ります。
議案第 39 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。
許可申請は 5 件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 2 ページをお開きください。農地法第 3 条の許可申請でございますが、所有権の移転に関するものが 5 件でございます。議案書をもとに説明します。

(議案第 39 号 受付番号 1 番の朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくお願いたします。

議長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

6 番： はい。

議長： 溝田委員どうぞ。

6 番： 6 番、溝田です。7 月 20 日、私と野村推進委員と譲受者である〇〇氏の 3 名で現地を調査しました。現地は、〇〇番と〇〇番は畑で、〇〇自治会の公民館の北東側にあります。周辺は東も西も宅地、南側は道路で北側の方は畑となっております。現在、〇〇番は日影のため雑種地、〇〇番は草が生えておりますが、ロータリー耕をすればすぐに耕作できます。それから、〇〇番から〇〇は水田ですが、〇〇自治会の〇〇より北西側に位置し、周囲は全て水田で水稻が作付けされております。この土地については、バレイショ後のロータリー耕がされております。調査の意見としまして、譲渡人は母親名義の農地を相続しておりますが、町外に居住されておりますので、今後も町内において農業をする意思もなく、所有農地の全てを譲受人に売買するものです。譲受人は町内の企業に勤務しながら〇〇地区に農地を所有し、休日に農業をされております。譲受人が水田を所有していないことで、今回の所有移転の運びとなりました。譲受人は今後、地域農業の利用調整に協力する意向もあり、周辺農地などに迷惑を掛けないと思われ、問題ないと思われ。ご審議よろしくお願いたします。

議 長： これより、質疑に入ります。
ご意見等ありませんか。
推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思ひます。

8 番： (挙手)

議 長： 8番、田淵委員どうぞ。

8 番： 8番、田淵です。少しお聞きしますが、〇〇の方の畑が10a当り〇〇円で〇〇の方が10a当り〇〇円となっておりますが、耕作条件から水田の〇〇の方が高くなければならぬと思ひますし、この価格ですと非常に安いような気がしますが、何か条件等があったのでしょうか。

6 番： はい。

議 長： 溝田委員どうぞ。

6 番： 本人にも確認しましたが、農地の全てと宅地ですが、〇〇の畑に隣接する〇〇番と〇〇番の宅地も全て売買ということなんです。

野村推進委員： 今の意見に補足ですが、〇〇の畑の方に旧家が隣接しており、それを処分しなければならぬということ、その処分費なども考慮されております。

8 番： はい。

議 長： 8番、田淵委員どうぞ。

8 番： 今後、このような申請が増えてくる気がしますが、土地も購入するより借りた方がよいと言われているが、そのようなことも気がかりになります。

議 長： 田んぼの方については昨年ですかね、バレイショを受付けておられましたが、案外、あそこは湿田でありまして、機械等では作業ができない、田植えでしたら大型機械では作業が無理な農地であり、裏作には適さない農地だと思ひられます。我々が〇〇の〇〇として借り受けている側は問題ないのですが、この辺りについては、半湿田です。ですから、先ほど申し上げように、裏作には適さないような場所です。数十年前まで〇〇が盛んだったころには、地下水を汲み上げるために乾田したこともありました。今は、汲み上げることもなくなったことから、元に戻った感があります。田淵さんが言われるように、親御さんが亡くなって、自分の故郷の資産を処分するという案件が出てくるのではという心配もありますが、皆さんの担当地区における適正な売買価格と言ひますか、安くで売買されることも考えられますので、今まであった売買価格などを参考にしながら、皆様に相談があった場合は、これぐらいは、という線を考えておいていただいた方がよろしいかと、ただし、土地条件等もありますので、今の借り手の意向もあります。そういったことも踏まえて、皆様方、対応していただければと思ひます。

議 長： 他にありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 39 号 受付番号 1 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 39 号 受付番号 1 番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第 39 号 受付番号 2 番について事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 6 ページをお開きください。

(議案第 39 号 受付番号 2 番の朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくお願ひします。

議 長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

1 番： はい。吉永です。

議 長： 吉永委員どうぞ。

1 番： 申請地ですが、〇〇の南側にある小高い山の頂上付近です。昔は、〇〇沿いの大きなカーブのところに道路があり、そこから現地まで行くことができておりました。25 年程前まではバレイショなどが作付けされていたところですが、トラクターなどの耕作力が入っていかないということで、現在では耕作放棄地で竹山になっている状況です。申請地の南側と東側については、譲受人の〇〇氏が購入されており、熱帯果樹を植えられております。現地まで車で何とか行きましたが、申請地周辺は幾種類かの熱帯果樹が植えられておりました。現地で〇〇氏にどのように使うのか聞いたところ、バックホーを入れて再整備し、熱帯果樹を植えるとのことでした。周りも山か雑木となっており、別段、問題はないものと考えます。ご検討よろしくお願ひします。

議 長： これより、質疑に入ります。

ご意見等ありませんか。

推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思ひます。

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 39 号 受付番号 2 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 39 号 受付番号 2 番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第 39 号 受付番号 3 番について事務局より議案の説明を求めます。

1 番： 受付番号 3 番、4 番は関連がありますので、一緒に説明をお願いします。

議 長： 分かりました。

事務局： それでは、関連がございますので、受付番号 3 番、4 番の説明をいたします。まず、8 ページをお開きください。

(議案第 39 号 受付番号 3 番の朗読及び説明)

事務局： 10 ページをお開きください。

(議案第 39 号 受付番号 4 番の朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくお願ひします。

議 長： 受付番号 3 番、4 番の説明がありました。ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

1 番： はい。吉永です。

議 長： 吉永委員どうぞ。

1 番： 1 番、吉永です。3 番の〇〇氏に関するものですが、申請地は牛舎の南側にあり、3 年前までは耕作されておりました。ところが、譲受人の畜舎を通らないと畑に行けないということで、伝染病等との関係がございますので通りにくくなり、耕作も放棄している状況です。次に〇〇さんの件ですが、畜舎の東側に隣接した土地で、譲受人が 11 年前に畜舎の土地を開いたわけですが、その時に譲渡人の竹山も同時に開墾し、そのままにしていたという状況です。12 年間管理をしておらず、雑草が生い茂っております。譲渡人と譲渡人の父が親子で生産牛を 100 頭飼育する農家で、今後は申請地を含めその一帯を譲り受けたいとのことで、現在、手続き中で、譲受後は牛のパドック、放牧場として利用するとのことです。なお、周辺は山林あるいは未耕作地のため、問題はないと考えます。ただ、パドックを設置するとなると、今後、4 条申請があろうかと考えますが、審議をよろしくお願ひします。

議 長： これより、質疑に入ります。

ご意見等ありませんか。

推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思ひます。

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 39 号 受付番 3 番、4 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 39 号 受付番号 3 番、4 番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第 39 号 受付番号 5 番について事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 12 ページをお開きください。

(議案第 39 号 受付番号 5 番の朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくお願ひします。

議 長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

9 番： はい。

議 長： 松山委員どうぞ。

9 番： 9 番、松山です。7 月 19 日に譲受人に連絡を取りましたら、都合がつかないとのことでしたので、一人で現地を確認しました。現在は、早期米が作付けされており、意見としまして、〇〇番の隣の〇〇番は昨年、譲受人が購入された農地で、小さい畔があるのみで、今後は一枚にして耕作されるとのことです。稲作や冬場のブロッコリー、バレイショなど精力的に農業をされており、これからも続けて行かれるようなので、何ら問題はないと思われまふ。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長： これより、質疑に入ります。

ご意見等ありませんか。

推進委員の皆さんからもご意見などございませぬか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思ひます。

議 長： やはり、〇〇地区でも稲作ができるところは価格も高くなつております。やはり、土地の条件です。

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 39 号 受付番 5 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願ひします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 39 号 受付番号 5 番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第 39 号、「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 14 ページの議案第 40 号の議案書をご覧下さい。

町長より農用地利用集積計画の決定を求められています。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第 40 号の議案書にもとづいて、農用地利用集積計画の内容を説明)

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たし

ていると考えます。以上、よろしく申し上げます。

議 長： これより、質疑に入ります。ご意見等ございませんか。
推進委員の皆様からもご意見などありませんか。

事務局： よろしいですか。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： 少し説明をさせていただきます。16 ページの受付番号 7 番から 9 番ですが、設定を受ける者が、〇〇となっており、氏名が〇〇でございますが、これにつきましては、6 月の定例会で平成 30 年度の目標の中で、遊休農地の解消対策としまして、農業生産法人の参入の促進と記載していることを説明しましたが、この生産法人のことでありまして、今回、5,000 ㎡ほど利用権設定をされるわけですが、これを足掛かりに本町で 23,000 ㎡ほど農地を購入されて、熱帯果樹を生産されるという計画であります。場所につきましては、ここは、〇〇の〇〇というところでございますが、今後、購入予定の農地につきましては、〇〇の近くで、現在、遊休農地となっているところでございます。そこが、23,000 ㎡ほどあり、所有者との合意もある程度まで進んでいます。この生産法人の本町での生産法人の確立と、認定農業者の認定を受けた後に、農地売買事業を用いて農地取得をさせていただくこととなります。また、17 ページの受付番号 16 番でございますが、賃借料が 10 a 当り〇〇円となっており、施設ピーマンでは安く感じられる方もいらっしゃると思いますが、これについては、1 筆〇〇円で設定されており、水利費については、耕作者の〇〇氏が支払うという契約になっており、この賃借料の設定でございます。以上です。

議 長： 田淵委員、担当地区ですが、何もありませんか。

8 番： はい。

議 長： どうぞ。

8 番： 8 番、田淵ですが、今、事務局から説明がありましたが、字は〇〇ですが、場所的には〇〇に位置しております。元々、昭和 30 年代に蜜柑園があったところで、ポンカン、タンカンが作付けされておりました。現在では、遊休農地に近い状況であります。〇〇から来られるということですが、何を植えられるのでしょうか。

事務局： はい。

議 長： 事務局。

事務局： 〇〇のホームページを確認したところ、パインを中心にされており、羊を飼育され、その肉なども販売されているようです。この〇〇については、大隅地域振興局の農政普及課も間に入りまして、参入を進めているところであります。本町においても、パインを中心に計画をされるものと考えております。

事務局： この会社は、〇〇にあるわけですが、〇〇、〇〇などいろんなところを借りられており、季節に合わせて移動する計画を立てているようです。パインが中心になると思いま

すが、パッションフルーツなどを栽培している法人です。ここについては、県も入って一緒にやってみましょう、というスタンスですので、本町でも上手くいくのではと考えております。雇用も発生するという事です。

事務局： ○○の近くの 23,000 m²と申し上げましたが、一昨年、再生可能エネルギーの設置目的で非農地願いが申請され、農業委員会が否決した農地でございます。今回の 23,000 m²については、遊休農地を再生していただくということで、町単事業の遊休農地再生耕作謝金の対象となります。

議 長： 一つ気になったのが、○○氏が規模縮小になると思いますが、

事務局： ○○氏については、この法人のこちらでの管理人的な方になるようです。

8 番： ○○氏が蜜柑を作っているのは○○で、利用権を設定されるここは○○で半分は山になっているようなところです。

議 長： 他にございませんか。
よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第 40 号について、計画どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 40 号は計画のとおり決定いたしましたので、町長に意見を送付いたします。

議 長： 以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。

議 長： 次にその他の件について、委員、推進委員、事務局か発言があれば挙手をお願いします。

事務局： ①あっせん申出について
②行事予定について
③農地パトロールについて

議 長： よろしいでしょうか。それでは、以上をもちまして、平成 30 年 7 月南大隅町農業委員会定例会総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長 橋 口 初 男

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員